

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



令和7年3月

富山県農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度第6期対策の概要	2
----------------------------	---

《制度を活用した取組事例》

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

①地元高校と連携した農作業体験の実施	氷見市胡桃	8
②農作業の省力化と地域振興活動	滑川市田林	10
③ドローン導入による農作業の効率化	立山町芦見	12

生産性の向上に取り組む事例

④共同利用機械の導入による農業生産活動の維持	富山市中新田	14
⑤景観植物の植栽による交流人口の増加、地域活性化	黒部市本野	16
⑥ドローンを活用した農作業の省力化	小矢部市峯坪野	18
⑦ドローンを利用した生産性向上	南砺市連代寺	20

集落が一体となり取り組む事例

⑧集落全体で取り組む農業用水路保全活動	富山市水谷	22
⑨集落の連携によるブランド品の開発と地域振興の取組み	高岡市栃丘	24
⑩集落全体で取り組む農業用施設の適正管理	魚津市大菅沼	26
⑪地域の美観向上	砺波市栃上	28
⑫集落一体で取り組む鳥獣害対策	射水市浄土寺農村環境保全協議会	30
⑬集落全体での農地及び周辺水路の保全管理	上市町堤谷	32
⑭集落全体で取り組む農用地保全活動	朝日町南保越	34

さらなる集落の活性化に向けて	36
----------------------	----

中山間地域等直接支払制度 第6期対策の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興立法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、過疎法、
半島振興法、棚田地域振興法等〕

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内かつ
地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地地域計画区域）に存する一団の
農用地を対象

※地域計画の要件化は **第6期対策から**

対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

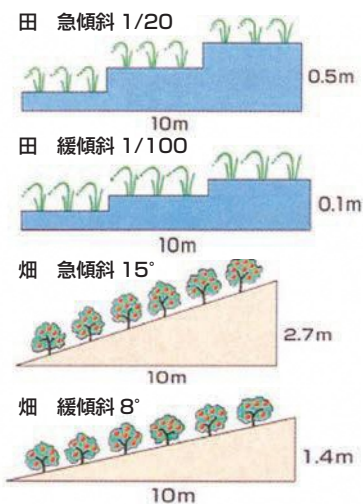
〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

主な交付単価

地目	区 分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。
- 交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。



実施期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

第6期対策 3つのポイント

- ① 本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、**交付対象農用地を農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地とする。**
- ② 複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、**体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。**
- ③ 複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、**「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。**

集落協定の活動要件

① 農業生産活動等を継続するための活動基礎単価 (交付単価の8割を交付)

○ 農業生産活動等 (必須)

例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

○ 多面的機能を増進する活動 (選択的必須)

例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動体制整備単価 (1+2の活動により交付単価の10割を交付)

○ ①の活動に加え、対策期間内にネットワーク化活動計画を作成 (対策期間内に計画を作成することを協定書に位置付けた年度から体制整備単価を適用)

- ・ネットワーク化活動計画とは、複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。
- ・地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成する。
- ・作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行う。



地域計画の目標地図や集落戦略を見ながらの話し合い



作成に向けて打合せ

《ネットワーク化活動計画》(①～③の取組のうち1つ以上を位置づけること)

① ネットワーク化

対象協定 以下のいずれか

・ 新たにネットワーク化を行う集落協定

※ネットワークの合計面積が10ha以上であること

※同じ地域計画区域内の集落協定でネットワーク化を行うことを基本とする

・ すでに協定面積が10ha以上のネットワークを形成しており、活動の維持、向上を図ろうとする集落協定

※計画作成時点でネットワークの合計面積が10ha以上であること

計画の項目

- ・ 参加する協定
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項
- ・ 連携方法
- ・ 工程
- ・ 統合の予定

② 統合

対象協定 以下のいずれか

・ 新たに統合を行う集落協定

※統合後の面積が10ha以上となること

※同じ地域計画区域内の集落協定で統合を行うことを基本とする

・ すでに協定面積が10ha以上であり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定

※計画作成時点で協定面積が10ha以上であること

計画の項目

(新たに統合を行う場合)

- ・ 参加する協定
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項
- ・ 工程
- (体制の維持、向上を図ろうとする協定)
- ・ 役員継承の計画
- ・ 活動事項

③ 多様な組織等の参画

対象協定

・ 1組織以上の農業者団体以外の組織※1又は 構成員の10%以上の非農業者※2が活動に参画する ※3 集落協定

※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織※1又は構成員の10%以上の非農業者が参画していること

※1 農業者団体：農業法人（農地所有適格法人、特定農業法人等）、農業生産組織（機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等）等
農業者団体以外の組織：自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織等

(組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えない)

※2 非農業者：ネットワーク化活動計画作成時点で農業に従事し、農業収入を得ている者（作業受託、農業法人の従業員を含む）又は得る権利をもっている者（自給的農家を含む）
非農業者：農業者に該当しない人（所有農地の全てを貸し出ししている人、いわゆる「土地持ち非農家」は非農業者とする。）

※3 協定の構成員となるか、別途の協定等を結ぶこと(連携関係にあることが証明できるような書類等（協定書や覚書、参加者名簿など）が必要)

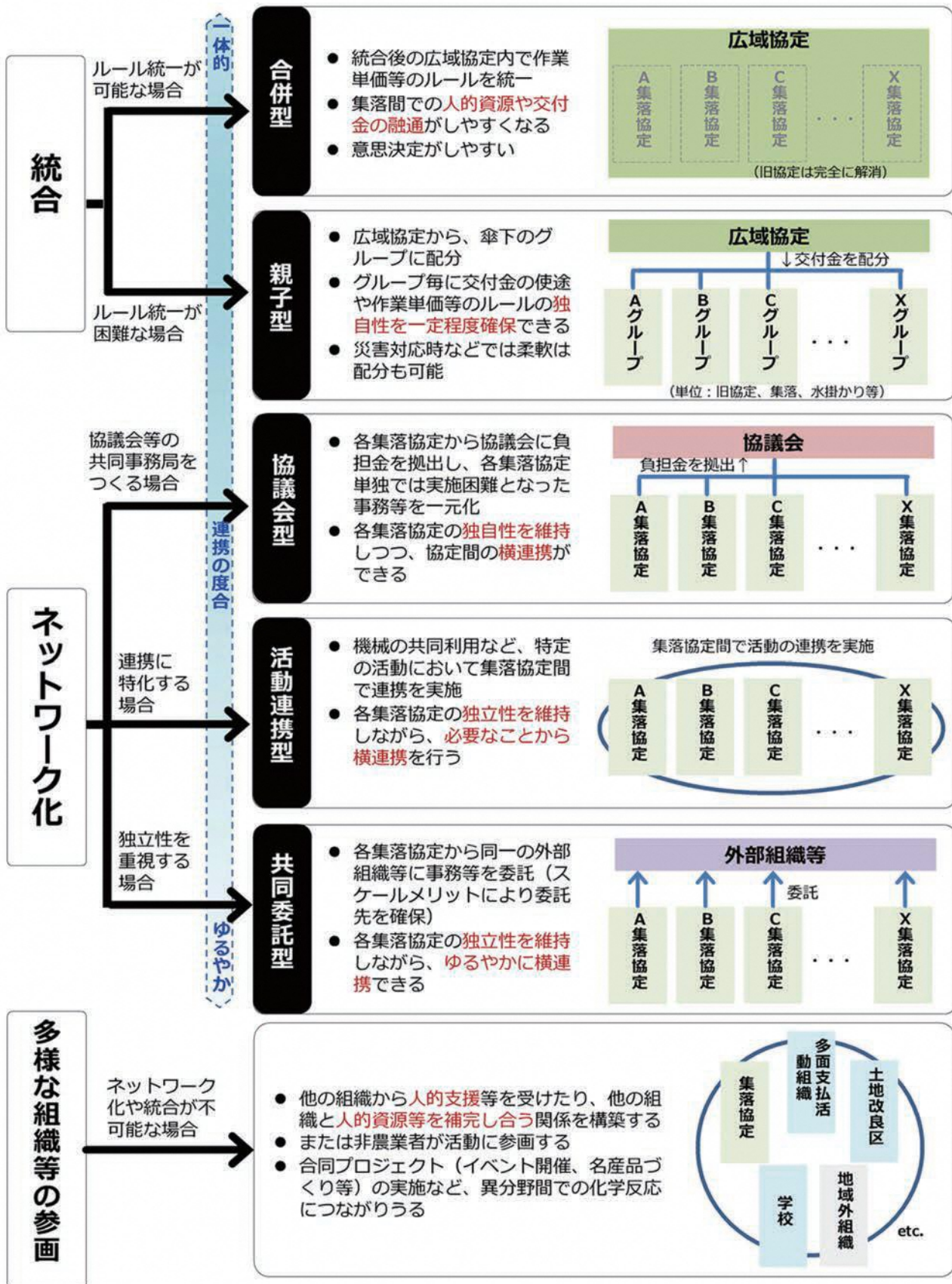
計画の項目

- ・ 参画する組織と非農業者
- ・ 解決しようとする課題
- ・ 活動事項

第5期対策からの変更点

第6期対策では、ネットワーク化や統合、多様な組織等の参画による体制づくりを推進するため、体制整備単価の要件を「対策期間内にネットワーク化活動計画を作成すること」とする。

統合、ネットワーク化、多様な組織等の参画の類型イメージ



上記のネットワーク化や統合の類型は、例示としてお示ししたものであり、必ずしもすべてが上記に分類できるとは限りません。取り組みやすい形で体制づくりを進めていただけます。

より積極的な取組みに向けた加算措置

3ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：	体制整備単価の集落協定のみ
対象農地：	認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地 ※ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算との重複はできません。
単 価：	10,000円/10a（急傾斜地 田：1/20以上、畑：15度以上） 14,000円/10a（超急傾斜地 田：1/10以上、畑：20度以上）
上 限 額：	なし
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア「棚田等の保全に関する目標」 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

目標設定例：

ア：○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。

イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を▲トン/円から■トン/円に増加させる。

ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

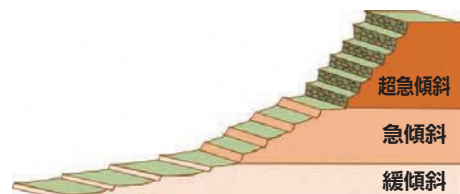
対象協定：	集落協定、個別協定
対象農地：	田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地
単 価：	6,000円/10a（田、畑）
上 限 額：	なし
取組期間：	1～5年
目標設定：	ア「超急傾斜農地の保全」 イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地（田）



超急傾斜農地（畑）



目標設定例：

ア：当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。

イ：当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（○○）をJAのイベントとJAのHPを活用してPRする。

③ ネットワーク化加算

第6期対策から

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： ①又は②の集落協定農用地
① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定
② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定
（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単 価： 10,000円/10a（～5ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）
（地目にかかわらず）

上 限 額： 100万円/年度
※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

取組期間： 1～5年

目標設定： 定量的な目標を一つ以上定める。

目標設定例：

- ・高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- ・機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- ・加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- ・生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ・○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

対象のイメージ：

- ・4ページの統合及びネットワーク化の協議会型

集落機能強化加算の経過措置

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地
※ネットワーク化加算との重複はできません

単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）

上 限 額： 200万円/年度

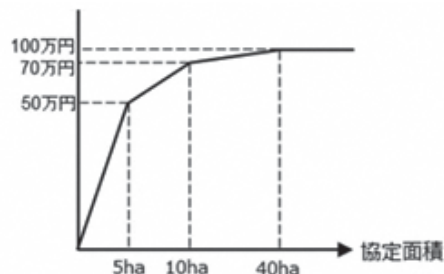
取組期間： 1～5年

目標設定： 定量的な目標を一つ以上定める。

目標設定例：

- ・○○の収穫ボランティアを現状▲名から名増員する。
- ・集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。
- ・NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。

○ 協定面積と加算額のイメージ図



[実施が必要な活動]

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など）

[対象活動の例]

- 新たな人材の確保（インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 など）
- 集落機能を強化する取組（地域運営組織等の設立や連携、地域内外組織との連携など）

留意点

- ・集落機能を強化する取組は、地域運営組織の設立や地域運営組織等との連携等による集落協定の体制整備を目指すものです。このため、取組の目標は例を参考に集落協定の体制整備との関係がわかるものを設定してください。
- ・外部組織と連携する場合は、人的資源を補完し合ったり、連携活動により双方の活動が充実、効率化できるWin-Winの関係構築を目指してください。
- ・経過措置終了後の活動財源確保も含めて、中間年（令和9年度）を目途に活動継続のための体制整備に向けた検討を進めるよう努めてください。

④ スマート農業加算 第6期対策から

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 集落協定農用地

単 価： 5,000 円 / 10a (地目にかかわらず)

上 限 額： 200 万円 / 年度

取組期間： 1～5年

目標設定： 定量的な目標を一つ以上定める。

【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種 防除 農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入など



自走式草刈機の導入



ドローンによる防除作業

目標設定例：

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△ ha から□ ha に増加させる）。
- ・リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間 / 日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△ ha から□ ha に増加させる）。

加算措置の留意点

Point 1

複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**

Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する**定量的な目標を定めます。**
- そのうち、**棚田地域振興活動加算における目標**については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても 国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を行います。）

Point 3

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能**です。

Point 4

本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

Point 5

加算措置は、第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）に適用されるものです。第6期対策での加算の適用は令和11年度が期限であることを踏まえて、活動の計画を検討するようお願いします。

①地元高校と連携した農作業体験の実施

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 ^{くるみ} 胡桃 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 22ha（うち 20ha で多面的機能支払を実施）			
田（22ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻、ハトムギ	—	—	—
交付金額 632万円	個人配分		38%
	共同取組 活動 62%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	27%
		農地の維持・管理	27%
		役員報酬、研修会費等 その他	1% 7%
協定参加者	農業者 26人、非農業者 1人、くるみ宮農組合（くるみ宮農組合が協定農用地の9割を引き受け）		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	八代地域全域で作成中(令和7年3月末までに作成見込み)		
	地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の宮農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

胡桃集落は、氷見市の北西部に位置し、主に水稻の栽培を中心とした農業が営まれている。集落内の農地は急傾斜地が多く、耕作の維持が困難な地域であるが、令和2年度には「指定棚田地域」に認定され、農地の保全と活用が図られている。

このような厳しい農業環境の中で、集落の宮農活動を継続するため、胡桃集落では平成12年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、集落宮農の機能維持に努めてきた。現在では、集落内のほとんどの農地をくるみ宮農組合が引き受け、効率的な宮農活動を展開している。

3. 取組の内容

胡桃集落では、令和2年度に指定棚田地域に認定されたことを契機に、中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算を活用した取組を進めている。

その一環として、市内の高校と連携し、水稻栽培の農作業体験を実施。毎年、田植えと稲刈りの2回にわたり、高校生が授業の一環として実際の農作業を体験できる機会を提供している。この取組は、次世代への農業の継承や地域農業への関心を高めることにもつながっており、棚田の保全と振興に寄与している。



田植え体験の様子



稲刈体験の様子

集落の将来像

- 集落営農を核とした農地の引き受け体制を作り、一体的な管理を行うことで、効率的な営農と農地の維持を両立させる。
- 高校生との連携を通じて中山間地域の営農活動の難しさ、農業活動の継承に取り組む。



将来像を実現するための活動目標

- 集落営農の核とした機械利用の共同化、特別栽培米の生産・販売の充実に取り組む。
- 農業体験を通じた集落の魅力発信、農業者の担い手育成に努める。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 22ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路年4回清掃草刈り
- ・ 道路年4回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年3回)

個別対応

景観作物作付け
(景観作物として紫陽花を
約20a作付けた。)

個別対応

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(ドローンの共同利用を
22ha実施)

共同取組活動

農道や水路、
農作業施設の補修工事

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
(令和2年度～)

共同取組活動

4. 今後の課題等

集落営農の高齢化により今後の営農活動の継続が厳しくなっているため、今後の担い手確保が喫緊の課題となっている。また、今後増加するであろう荒廃農地の維持管理に向けた営農組合の財源確保としてブランド米の「ひみ穂波」、「春陽」の生産量の維持が必要となっている。

これまでの主な成果

- 平成28年度 全国優良経営体表彰 集落営農部門賞受賞
- 棚田地域振興活動加算を活用し、農作業用ドローンのオペレーターを5人育成

②農作業の省力化と地域振興活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 ^{たばやし} 田林 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 35ha（うち 35ha で多面的機能支払を実施）			
田（35ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻	—	—	—
交付金額 753万円	個人配分		80%
	共同取組 活動 20%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	15%
		多面的機能増進活動費 役員報酬、その他事務費等	2% 3%
協定参加者	農業者 25 人、非農業者 5 人、株式会社 山光農園、 本江宮農組合、農事組合法人グリーンサポート滑川		開始：平成17年度
地域計画の作成状況	山加積地域全域で作成済 （地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

田林集落は滑川市の南東部に位置しており、水稻を中心とした作付けを行うとともに、里芋の産地としても活動している。集落内の過疎化や高齢化に伴い、農地の維持管理が困難になったことから、荒廃農地の発生を防ぐために平成17年度から中山間地域等直接支払制度を活用して農地の保全に取り組んできた。

また、令和2年度には指定棚田地域の指定を受け、令和4年度から棚田地域振興活動加算に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落では、水路や農道の管理を始めとした維持活動や、農地法面の定期的な点検、有害鳥獣対策用の侵入防止柵の設置や管理などを集落内で協力しながら行っている。

また、棚田地域振興活動加算を活用し、農作業の省力化に向け、ドローンを使用した薬剤散布や、地域の特産品である里芋の作付け及び学校給食への提供、地域内外の児童や親を募集し、周辺集落の協力のもと、りんごの摘み取り体験を実施している。



ドローンによる薬剤散布



りんご摘み取り体験

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築。



将来像を実現するための活動目標

- 荒廃農地発生防止のための保全管理
- 有害鳥獣による被害防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田35ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 約1.3km
(年2回 清掃、草刈り)
・道路 約1.5km
(年2回 除草剤散布)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
約200㎡ (年2回)
個別対応

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な体制
の整備
農業の継続が困難な農用地
が発生した場合には、協定
構成員で引き受け、農業生
産活動の維持を図る。
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
共同取組活動



集落外との連携

- 周辺集落協定と協力し、防除作業の省力化のためにドローンによる薬剤散布を実施
- 集落外の親子を対象にしたりんごの摘み取り体験を棚田地域で協力して実施

4. 今後の課題等

今後も高齢化や担い手不足などの進捗が懸念されるため、農地維持活動、農作業、点検作業などの省力化が課題となる。また、将来にわたり農業生産活動が可能となるような体制の整備や、担い手の確保・育成の推進を行う必要がある。

これまでの主な成果

- ドローンによる薬剤散布 約11.4ha (令和6年)
- 地域特産品の里芋の作付け及び学校給食への提供 約0.5ha (//)
※約160kgを給食に提供
- 周辺集落と協力したりんごの摘み取り体験 参加者42名 (//)

③ ドローン導入による農作業の効率化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 ^{あし み} 芦見 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 13.6ha（うち 0.7ha で多面的機能支払を実施）			
田（13.6ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻	—	—	—
交付金額 434万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農地法面・農道・水路等の点検、維持管理	30%
		機械購入費 その他（共同防除、畦畔の補修等）	15% 5%
協定参加者	農業者 26人		開始：平成14年度
地域計画の作成状況	東谷・芦見地域全域で作成済		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置づけられた認定農業者を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町中心部から南東方向に約7kmの山間地帯にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、平成14年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全や農業用施設の維持管理等を集落ぐるみの共同取組活動として努めることとした。

3. 取組の内容

芦見集落では棚田地域振興活動加算を活用して、薬剤散布を行うための防除用のドローンを導入した。これにより100時間かかっていた農薬散布の作業を70時間で行えるようになり、30時間の短縮に成功した。

近隣の棚田と連携して棚田を周遊するサイクリングマップを作成し、観光客の誘致にも取り組んでいる。

また景観作物として維持管理田へのひまわりの植栽を行い、景観の向上に努めている。



ドローン導入による農作業の効率化



景観向上のためのひまわり植栽

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動が可能となる集落の実施体制の整備



将来像を実現するための活動目標

- 共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備
- 共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣被害対策の徹底による荒廃農地発生防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田13.6ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路：清掃、草刈り
- ・農道：簡易補修、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(景観作物としてひまわりを
約0.5ha作付けた。)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、
農道等の補修・改良

共同取組活動

棚田地域振興活動加算

共同取組活動



集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っている。

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が徐々に増加しており、鳥獣被害対策の継続的な取り組みが必要である。

今後、更に加速する高齢化により荒廃農地の懸念が高まることが予想されるため、共同で支えあう体制の維持や、農業生産活動が可能となるよう担い手の確保・育成等を推進する必要がある。

これまでの主な成果

- 防除等の作業時間を30%削減(100時間から70時間)
- 景観作物の作付け(0.5ha)
- 電気柵設置

④ 共同利用機械の導入による農業生産活動の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 なかしんでん 中新田 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 23.1ha（うち 23.1ha で多面的機能支払を実施）			
田（23.1ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻	—	—	—
交付金額 394万円 （うち加算措置69万円）	個人配分		35%
	共同取組 活動 65%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	30%
		農地の維持・管理	25%
		役員報酬、研修会費等	5%
協定参加者	農業者 14人、非農業者 0人、中新田生産組合（構成員10名）		開始：平成13年度
	保内地域全域で作成済		
地域計画の作成状況	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

中新田集落は、富山市八尾地域の北西部に階段状に広がっており、水稻中心の営農が行われている。当集落は多くの集落と隣接しており、農用地も広大である一方、人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、集落全体で農用地を守っていく必要があると考え、平成13年より中山間地域等直接支払交付制度を活用し、農道や水路の整備に取り組んでいる。また、第3期から積極的に共同利用機械を購入し、集落全体の農業の省力化、低コスト化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当制度を活用して、堆肥散布機や溝切機、草刈機を購入し、生産組合が管理を行うことで、集落内での機械の共同利用を進めている。休耕田対策にも力を入れており、エンバクやレンゲの播種、鶏糞散布を行っている。また、長大な法面や急傾斜農地など、より生産活動に不利な農地の維持管理作業を、集落全体で取り組むことで、農業者個人の負担を抑えるようにしている。



ラジコン草刈り



共同活動（草刈り）

集落の将来像

- 営農組合設立に向けた活動を行い、より積極的な農機具の共同利用により効率の良い農業を目指す。
- 農業者の高齢化は避けられないため、後継者を育てていく活動を行い、農地の保全に努める。



将来像を実現するための活動目標

- 営農組合設立に向け、草刈りなどの共同農作業、作業効率向上に向けた農業機械の充実を図る。離農され、集落内の農業者に委託された農用地の維持管理を、地域ぐるみの活動により維持できる体制を構築する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田23.1ha)

個別対応

水路・農道の管理

・水路2km、年1回江浚い、
補修

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

有機肥料(鶏糞)の施肥
緑肥作物の作付け

個別対応

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化

堆肥散布機: 10ha

草刈機: 20ha

溝切機: 15ha

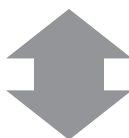
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

生産性向上加算

ラジコン草刈機の導入により
毎年延べ1haの草刈りを行
い省力化を図る

共同取組活動



集落外との連携

- 近隣の集落と水路の江浚いや清掃を同一日に行う
- 多面的機能活動団体との共同で保育園児への食育の場(体験農園)の提供

4. 今後の課題等

高齢化が進行する中、将来にわたり農業生産活動を維持していくためには、農家や担い手の確保と同時に、農作業の省力化、低コスト化が重要となってくる。農家の離農により、一人当たりが管理する農地面積や作業量が増加しているため、今後も引き続き中山間地域等直接支払制度を活用し、後継者の育成に取り組んだり、共同利用機械を継続して購入、更新したりすることで、農家の負担の軽減に取り組んでいきたい。

これまでの主な成果

- 有機肥料の散布 毎年10.5ha
- 緑肥作物(エン麦)の作付け 毎年0.3ha
- 共同機械の購入

⑤ 景観植物の植栽による交流人口の増加、地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 もとのちく 本野地区 集落協定		
事例イメージ	生産組合型	事例類型	水稻主体
協定面積 17.2ha（うち 17.0ha で多面的機能支払を実施）			
田（17.2ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻、そば	—	—	—
交付金額 310万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路等の維持管理（機械購入費含む）	27%
		農用地の維持管理（機械購入費含む） 事務費等	30% 3%
協定参加者	農業者9人、(有)稲田農産、R&Vのざわ農場（株）、(農)前山、シード布施山生産組合		開始：平成13年度
地域計画の作成状況	前沢地域全域で作成済		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は黒部市中心街から南東部約3.5km、黒部平野を一望できる丘陵地帯に位置し、水稻を主体とした営農が行われている。当集落を含む前沢地域は急勾配農用地が数多く存在し、人口減少に伴う担い手不足など、就農意欲の減衰や荒廃農地の発生が懸念されていた。

平成13年から知事特認指定のもと中山間地域等直接支払制度の取組を開始し、令和5年度からは隣接する石田野集落を含め、農地の保全活動を行っている。黒部市中心街から約3.5kmに位置し、水稻を主体とした営農が行われている。

3. 取組の内容

当集落は、農業生産法人及び個人農家が連絡を取り協力し合って、農道、水路の維持管理や、有害鳥獣対策用の侵入防止柵の設置等を実施しているほか、用水の供給が困難な休耕田に、近隣住民と合同で景観植物（ヒマワリ、ネモフィラ）を植栽している。

令和5年度からは生産性向上加算を活用して自走式草刈機を導入し、長大な農用地法面等における草刈り作業の省力化を図っている。



農道水路維持管理状況



ひまわり開花状況

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる実施体制構築
- 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保



将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えサポート体制を維持
- 基盤整備、山際の鉄網柵設置による農業生産条件の向上
- 枝物栽培の導入による所得の向上

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田17.2ha)

共同取組(耕作)個別対応(管理)

農地・水路・農道の管理
(草刈り、清掃、エザライ)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策
侵入防止柵等の設置・
維持管理(点検、補修)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約1.0ha、年2回)

共同取組活動

景観植物作付け
(景観作物としてひまわり、
ネモフィラを約1.9ha作付けた。)

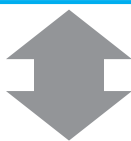
農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、集落内
の生産組合が支援を行い、
活動の継続を図る。

共同取組活動

生産性向上加算
(令和5年度～)

共同取組活動



集落外との連携

- 集落外の認定農業者において、集落内の農用地を受託

4. 今後の課題等

急勾配な法面の草刈りや農道、水路の管理が負担となり、また、有害鳥獣による農作物被害から、耕作意欲の減衰が懸念されている。将来にわたり農業生産活動が可能となる環境整備を実施していく。

これまでの主な成果

- 共同取組活動による農地・水路・農道の維持管理
- 有害鳥獣侵入防止柵の設置・管理(2.0km)
- 景観植物の作付けによる交流人口の拡大(約2,000人)、地域活性化
- 生産性向上加算を活用し自走式草刈機、管理機を導入(草刈作業を50時間から25時間、畝立て・マルチ張作業を12時間から4時間へ削減)

⑥ ドローンを活用した農作業の省力化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 みねつぼの 峯坪野 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 32.8ha（うち 26.6ha で多面的機能支払を実施）			
田（32.8ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻、エゴマ	—	—	—
交付金額 714万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	90%
		農地の維持・管理	0%
		役員報酬、研修会費等 その他	5% 5%
協定参加者	農業者 34人、農業生産組織 1組織（峯坪野営農組合） （峯坪野営農組合が協定農用地の約97%を引き受け）		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	南谷地域全域で作成中（令和7年3月末までに作成予定） （地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

峯坪野集落は、小矢部市の北西部に位置しており、水稻を基幹農作物とする地域である。農業従事者の高齢化に伴い、個々の農家毎に行う農業活動のままでは、農地の荒廃化や今後の農業の継続が心配されていた。

このため、中山間地域等直接支払制度が成立されたことをきっかけとして、これまで個々人により営んできた農業活動について、今後のあり方を集落全体で話し合ったところ、集落の農家が協力し合い、農地はもとより水路やため池等の土地改良施設をも含め、集落全体で維持し、さらには補修を行い、地域全体で農業活動を支えていくこととなった。同時に、機械購入や農作業等を共同で行うことにより、営農コストの低減化、効率化を目指した。

3. 取組の内容

水路・農道等の維持管理を始め、堆きゅう肥の施肥（鶏糞散布）を集落全体で行っている。また、令和3年度より生産性向上加算を活用し、ドローンによる農薬散布を行い、農作業の省力化を図っている。



ドローンによる薬剤散布



稲刈り後の鶏糞散布

協議会の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となるよう営農組合を中心とした実施体制を構築する。



将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理

(田 32.8ha)

個別対応、共同取組活動

ため池・農道の管理

- ・ため池 年2回点検、清掃、草刈り
- ・農道3km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥

(ブロードキャスターによる
鶏糞散布を10月に実施。)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

持続可能な体制整備

(峯坪野営農組合を中心とした
共同取組活動により、農業生産
活動の維持を図る。)

共同取組活動

生産性向上加算

(ドローンによる農薬散布に
よる農作業の省力化)
(目標15ha)

共同取組活動

4. 今後の課題等

集落内の高齢化に伴い、担い手不足（営農組合構成員の高齢化等）が課題になっている。特に高齢化率の高い当該地区において農業生産活動の維持が行えるよう、さらに省力化を進め最小限の人出で生産できるよう効率化を図っていく。

これまでの主な成果

- 小矢部市の養鶏農家で発生した鶏糞を活用した循環型農業の実施
- ドローンを活用した農薬散布による農作業の省力化

⑦ ドローンを利用した生産性向上

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 れんだいじ 連代寺 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 19.1ha（うち 16.5ha で多面的機能支払を実施）			
田（16.5ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻	—	—	—
交付金額 482万円	個人配分		60%
	共同取組 活動 40%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	3%
		農地の維持・管理、 役員報酬、研修会費等	32% 5%
協定参加者	農業者 18人、非農業者 3人、（農）連代寺営農（構成員15名） 認定農業者、（農）連代寺営農が集落協定農用地の約9割を引き受け		開始：平成13年度
地域計画の作成状況	南山見全域で作成済		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

南砺市の北東部、八乙女山の麓に位置する当集落では、高齢化等により農地の維持管理が困難となってきたことから、平成13年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

これにより、農業機械や農道舗装などの条件整備を進めてきたが、近年は有害鳥獣による被害が増加し、営農はもとより農地等の維持管理に係る課題が懸念される。

3. 取組の内容

少子高齢化の進展により労働力の低下が懸念されることから、平成27年に農事組合法人を設立し、継続性ある営農体制の確立と農用地の適正な維持管理に努めている。

第5期対策から法面が長い畦畔での草刈り作業の効率化と安全性の確保のため、作業用の足場となる小段の整備を行い、現在管理農地の5割まで整備を行った。また生産性向上加算に取り組み、傾斜の厳しい農地でのドローンによる肥料散布を実施している。



法面に作業足場制作



ドローンを活用した散布

集落の将来像

- 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備
- 安定した農業経営を継続するため農事組合法人の体制強化と次世代の担い手育成



将来像を実現するための活動目標

- 新たに整備したパイプハウス等を活用し安定した複合経営を目指すことで、適正な農用地の管理を行う。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田18ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路4km、年4回清掃、草刈り
・道路2km、年3回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年3回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(適宜)
個別対応

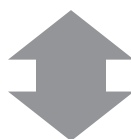
周辺林地の下草刈り
(5月中旬)

農業生産活動の体制整備

法面の改良
作業の安全を狙い、中道を
設置

農業の継続が困難な農用地
が発生した抑制
共同取組活動

生産性向上加算
ドローンの導入し、農薬散布



集落外との連携

- 南山見地区七村区長会による平成の名水百選に選定された不動滝の水源保全活動を行っている。
- 増え続ける有害鳥獣に対して地区振興会を中心とした被害対策を進めている。

4. 今後の課題等

従来から電気柵等により有害鳥獣対策を行ってきたが、被害範囲が拡大していることから地区全体で取り組んでいく必要がある。

荒廃農地の発生が懸念される地域において、営農活動と農地の維持管理の核となる農事組合法人の安定的な成長が不可欠である。

ドローンを用いることで作業困難な箇所にも農薬散布が可能となり、今後も利用頻度を増やしていきたい。若手オペレータの育成が今後の課題である。

これまでの主な成果

- 担い手への農地集積（協定農用地における割合）
H22：7.3ha（31.8%） H28：17.8ha（97.4%）
- 荒廃農地の抑制

⑧集落全体で取り組む農業用水路保全活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 ^{みずだに} 水谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 18.2ha（うち 18.2ha で多面的機能支払を実施）			
田（18.2ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻	—	—	—
交付金額 353万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	共同利用整備費 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他（積立金）	30% 20% 5% 5%
協定参加者	農業者 30人、非農業者 0人、水谷集落自治会（水路清掃）		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	保内地域全域で作成済		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

水谷集落は、富山市八尾地域の北西部に階段状に広がっており、水稻中心の営農が行われている。当集落は多くの集落と隣接しており、農用地も広大である一方、人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、集落全体で農用地を守っていく必要があると考え、平成12年より中山間地域等直接支払交付制度を活用し、集落全体で農道や水路の整備に取り組んでいる。また、共同利用機械を活用し、集落全体の農業の省力化、低コスト化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

毎年4月には、水谷集落の自治会と共同し、水路清掃を100人以上の地域住民とともにやり、農業用水路の整備に取り組んでいる。また、水路や農道などの共同利用箇所に関しては、協定参加者全体でこまめな草刈りを行っている。防除に関しては、外部の業者に委託し、ラジコンヘリコプターで散布を行い、集落全体で省力化に取り組むことで、農業生産活動の維持に取り組んでいる。



共同活動（水路清掃）



共同作業（草刈り）

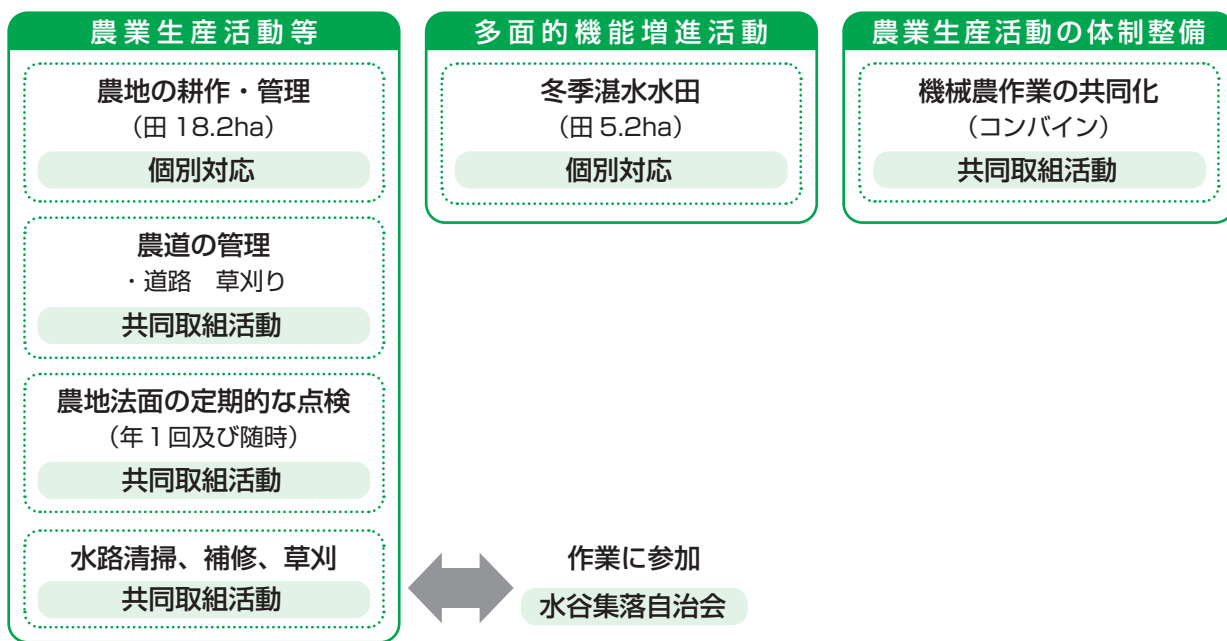
協議会の将来像

- 将来に農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。
(農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備え、サポート体制を維持する)



将来像を実現するための活動目標

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。



4. 今後の課題等

農業者の高齢化や活動の人材確保の課題に対し、農業生産活動や共同活動の将来的な継続に向けた体制づくりや作業（事務含む）の改善を推進していきたい。具体的には非農家を含む他の組織との連携や統合の検討、参画しやすい環境づくり（実施内容の見える化、安全面の観点からのスマート農業機械の導入の検討）などを推進していく。

これまでの主な成果

- 冬季湛水水田（5.2a）
- 集落全体での水路の清掃活動（R5:120人参加）
- ラジコンヘリコプターでの共同防除（R5:約10ha）

⑨集落の連携によるブランド品の開発と地域振興の取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 とちおか 栃丘 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 2.9ha			
田 (2.9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻主体	—	—	—
交付金額 61万円	個人配分		21%
	共同取組 活動 79%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	32%
		農地の維持・管理	25%
		役員報酬、研修会費等 その他	7% 15%
協定参加者	農業者 17人、地元自治会		開始：平成13年度
地域計画の作成状況	五位山地域で作成中（令和7年度3月末までに作成予定）		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた協定構成員を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

栃丘集落は高岡市福岡町の西部に位置する中山間集落であり、主に水稻（主食用・加工用）を中心に作付けが行われている。

本集落では地元自治会が主体となって、水路や農道の維持管理、鳥獣害防止対策、イベント開催による中山間地域の魅力発信に努めている。

また、協定参加者が運営する牧場では、肉用牛を飼育しており、牛糞堆肥の施用など耕畜連携での循環型農業にも取り組んでいる。

3. 取組の内容

本集落では、水路や農道の維持管理のための草刈りや江ざらい、鳥獣害防止のための電気柵の設置を協定参加者が中心となり実施している。

また、地域の特産物であるタケノコの収穫と直売イベントとして「竹の子まつり」を開催し、中山間地域の魅力発信に取り組んでいる。

このほか、近隣集落の五位集落協定と連携し、栃丘集落協定の参加者が運営する牧場の肉用牛に五位集落協定で作付けしたサツマイモのカット部分をエサに混ぜあがえた牛肉「寿五位（すっごい）高岡牛」をブランド品として開発している。



「竹の子まつり」の収穫風景



「寿五位高岡牛」を使ったレトルトカレーの開発

協議会の将来像

- 水稻などの農作物被害の防止・住民の安全を確保し、安心して耕作に取り組んでいける環境づくりを目指す。



将来像を実現するための活動目標

- 電気柵や捕獲檻を設置し、鳥獣被害の防止に取り組む。
- 農地の草刈りや斜面に防草シートを設置し、耕作しやすい農用地づくりに取り組む。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田2.9ha)

個別対応

農地法面、急傾斜地の
定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

水路・農道の管理

- ・ 水路1.5km、随時清掃、草刈り、江ざらい
- ・ 道路2.8km、随時草刈り

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
共同取組活動

多面的機能増進活動

「竹の子まつり」の開催
(年1回)

共同取組活動



集落外との連携

- 近隣の五位集落協定と連携したブランド品開発

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が徐々に増加しており、今後も継続して鳥獣被害防止対策に取り組んでいく必要がある。

また、協定参加者の高齢化による担い手不足も課題となっていることから、近隣集落との連携も含め、新たな担い手創出を図る必要がある。

これまでの主な成果

- 傾斜地の防草シートの設置
- 共同取組活動による農用地の維持管理
- 鳥獣害防止対策（電気柵・捕獲檻の整備）
- 電気柵の設置（令和5年度末まで）：L=6, 626m

⑩集落全体で取り組む農業用施設の適正管理

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 おおすがぬま 大菅沼 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 8.29ha			
田 (8.29ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 42万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	25%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	20% 5%
協定参加者	農業者 5人、非農業者 4人		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	片貝地域全域で作成済		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は市街地から南東へ約7.3kmの山間地に位置し、四方を山に囲まれ、市内で最も標高が高い集落協定である。

高齢化の進行と担い手となる次世代の若者の転出が相次ぎ、集落での営農活動継続に不安があったことから、平成12年度より中山間地域等直接支払制度に取り組み、農地保全に努めてきた。

3. 取組の内容

居住エリアを囲うように農地が広がっており、農地へのアクセスがしやすい反面、周囲を林地で囲まれていることから、イノシシ、サルなどの獣害に特に悩まされている。当地区では、この対策として電気柵の設置と爆音機を使用しているが、当地区を訪れた方は、爆音機の音に驚かれている。

協定の構成員の農業者は5名と限られており、草刈りなどの共同作業の際には、集落外に居住する各農業者の家族などのサポートを得ていることから、この関係性が当地区の営農活動の継続に欠かせないものとなっている。



大きな音が出るガス式爆音機



集落外に住む家族といっしょに草刈り

協議会の将来像

- 電気柵、畦畔、法面、水路等の適正管理を集落ぐるみで行っていく体制を堅持する
- 将来にわたり、農業生産活動の継続が可能となる体制を構築する



将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続的農業生産体制の構築

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 8.29ha)

個別対応

水路・農道の管理
清掃、草刈り、簡易補修

共同取組活動

鳥獣被害防止対策
電気柵の適正な維持管理

共同取組活動

多面的機能増進活動

農地と一体となった
周辺林地の下草刈り

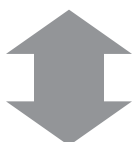
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
共同取組活動

農道、水路の破損を未然に
防ぐため、定期的な点検を
行う

共同取組活動



集落外との連携

- 地域外に住む農業者の家族との連携体制を堅持するとともに、魚津市中山間地域連絡協議会を通して市全体の広域的な活動にも積極的に取り組んでいく。

4. 今後の課題等

今後も高齢化が進むことが想定され、営農活動の継続に不安が募るが、共同で支え合う体制を維持しつつ、担い手の確保、育成に努めていきたい。

これまでの主な成果

- 電気柵の設置 (L = 2.9km)

⑪地域の美観向上

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 とちあげ 栃上 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.4ha（うち 5.5ha で多面的機能支払を実施）			
田（6.3ha）	畑（0.1ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻	野菜	—	—
交付金額 110万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 55%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	13%
		農地の維持・管理 その他	33% 9%
協定参加者	農業者 22人		開始：令和 2 年度
地域計画の作成状況	砺波市 地域全域で作成中（令和 7 年 3 月末までに作成見込み）		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

梅檀山緑化推進協議会と共に緑化推進活動を広げようと、花と緑の銀行で任命を受けたグリーンキーパー（花と緑の指導員）の指導を受け、県道の整備で生まれたスペースに、さつまいもや里いもを植えたことが取り組みの始まりである。平成17年には、このプロジェクトが提案され、活動が本格化しました。最近では、そのスペースが花壇へと姿を変え、集落内の意識も変化し、自宅周りの緑化にも取り組む住民が増えた。また、活動をきっかけに女性の参加者も増え、活動全体が和やかな雰囲気となっている。

3. 取組の内容

メンバーは計画的な話し合いのもと、地域の農道整備と水路の改善に取り組んだ。これにより農地へのアクセスが改善され、水路の泥の除去によって農業生産の効率が向上した。さらに、地域内では美しい花壇を作るプロジェクト が実施され、地域住民が積極的に参加することで地域の美化に貢献した。花壇には花苗の植え付けが行われ、地域の人々が協力して美しさを保つための維持管理作業も継続的に実施されている。



花 壇



農道整備

協議会の将来像

- この取り組みを通じて、地域の環境維持と美化を進めるだけでなく、女性の参画促進にもつながることが期待される。また、協定の担い手となる新たな人材の育成を進めるとともに、現行の耕作者や協定参加者が可能な限り農地の維持管理と耕作を継続できる体制を整え、地域全体で持続可能な農地管理を目指す。



将来像を実現するための活動目標

- 共同作業を基盤とした集団的かつ持続可能な体制を構築し、現有加入者が協力して地域の農地維持を支える仕組みを強化する。具体的には、農道や用水の整備、花苗の植栽、江浚いなどの環境保全活動を計画的に進めることで、地域の景観維持や資源管理を図り、次世代につながる基盤づくりを目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.3ha)

個別対応、共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路1.3km、年3回清掃、草刈り
- ・道路1.6km、年3回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年3回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年3回)

個別対応、共同取組活動

景観作物作付け
(景観作物としてコスモス
を作付けた。)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

防虫対策等の保安全管理
既荒廃農地が協定農用地
に悪影響を与えないよう
草刈り。

共同取組活動

鳥獣害防止対策
冬季の水張りし、狩猟者が
管理。併せて電気柵設置。

共同取組活動

4. 今後の課題等

集落では、高齢化や後継者不足により、急傾斜地での草刈り作業が危険で負担となり、人力の限界が近づいている。機械化で負担軽減を図りたいものの、地形に適した機械が不足しており、導入が進んでいない。現行参加者の維持管理努力に加え、新たな担い手の育成や協力体制の拡充が急務である。安全確保と労力軽減のため、外部支援や新技術の活用を模索する必要がある。

これまでの主な成果

- 農道の簡易補修 1.6km 砕石引き
- 電気柵設置
- コスモス作付け 0.1km
- 水路補修6カ所 集水桝交換、ベンチフリューム交換

⑫集落一体で取り組む鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

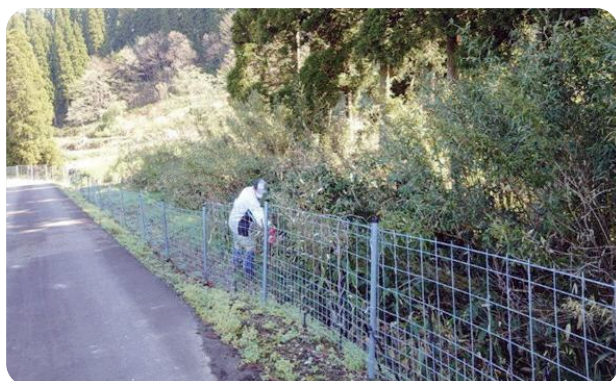
市町村・協定名	射水市 浄土寺農村環境保全協議会 じょうど じのうそんかんきょう ほぜんきょうぎ かい		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 2.5ha（うち 2.5ha で多面的機能支払を実施）			
田（2.5ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻	—	—	—
交付金額 28万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	100%
		農地の維持・管理	0%
		役員報酬、研修会費等 その他	0%
協定参加者	農業者 2人、非農業者 38人、 （農）浄土寺営農組合		開始：令和2年度
地域計画の作成状況	金山地域全域で作成中（令和 7 年 3 月末までに作成予定）		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「保全・管理等」の取組内容として本 交付金の活用を位置付けている		

2. 取組に至る経緯

浄土寺集落は射水市の南部丘陵地帯に位置し、主に水稻を栽培している。平成19年度より「浄土寺農村環境保全協議会」を立ち上げ農地・水保全管理支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農村環境保全活動を実施してきたが、令和元年度に金山地区が指定棚田地域の指定を受けたことにより、第5期対策（令和2年度）より本制度に取り組めることとなった。

3. 取組の内容

本集落では、水路、農道の維持管理を始め、農地法面の定期的な点検や周辺林地の下草刈り等を共同で行っている。特に本制度の交付金を用い、電気柵等の鳥獣害対策や下草刈りを重点的にやっている。



電気柵の設置



恒久柵周りの下草刈り

協議会の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保



将来像を実現するための活動目標

- 中堅、若手を対象に機械操作の研修会実施による機械・農作業の共同化等営農組織の育成
- 多角化及び単収増の強化による農業生産条件の強化
- 継続的（定期的）な話し合いの場を設置による共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 2.5ha)

個別対応

農地法面の定期的な点検
(年 2 回及び随時)

共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路13.2km、
年1～2回清掃、草刈り
- ・道路5.1km、年1回草刈り

共同取組活動

鳥獣害防止対策

- ・電気柵の設置・管理（随時）

共同取組活動

簡易な基盤整備（適宜）

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.19ha、年2回)

共同取組活動

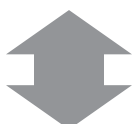
農業生産活動の体制整備

鳥獣侵入防止柵の維持管理

共同取組活動

定期的な話し合い

共同取組活動



集落外との連携

- 地区の保育園と連携し、農作物収穫の農業体験を実施

4. 今後の課題等

鳥獣対策として恒久柵等を設置しているが、急傾斜等の設置困難な箇所があり、地域住民での設置を進めるとともに業者委託での設置も検討する。

用排水路の老朽化等による水漏れが発生しており、本交付金や多面的機能支払交付金を活用した維持管理とともに土地改良区等の関係機関へ施設の更新を求めていく。

これまでの主な成果

- 平成29年度 県農村振興・環境保全優良活動知事受賞

⑬ 集落全体での農地及び周辺水路の保全管理

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	^{つつみだに} 上市町 堤谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 15.9ha（うち 15.3ha で多面的機能支払を実施）			
田（15.9ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻、麦	—	—	—
交付金額 137万円	個人配分		60%
	共同取組 活動 40%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	28%
		農地の維持・管理	8%
		役員報酬、研修会費等 その他	0.4% 3.6%
協定参加者	農業者 22人、（農）白萩		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	白萩地域全域で作成済		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

上市町の東部に位置している当集落協定は、高齢化や人口減少等による農業の担い手不足が深刻化していることから、平成12年度より中山間地域等直接支払制度の取り組みを開始した。

3. 取組の内容

当集落協定はおよそ3.0kmの農業用水全域の草刈り・江刈り・江ざらいを年間に2度実施し、集落全体での農地および周辺水路の保全管理に努めている。

また、ドローンを活用して除草剤や追肥の散布を行い、省力化を図ることで高齢化や人口減少、さらに新規人材を確保・育成し、担い手不足を解消につなげている。

さらに、昨今の豪雨災害により漏水が発生した用水の修繕等にも本事業を活用している。



共同作業（草刈り）



ドローン防除

協議会の将来像

- ドローンを活用して除草剤や追肥を散布することで、省力化を図り、荒廃農地を発生させないよう農地保全に取り組んでいく。



将来像を実現するための活動目標

- ドローン等を活用し、スマート農業を促進する。
- 周辺用水の定期点検

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 15.9ha)

個別対応

農地法面の定期的な点検
(年3回及び随時)

共同取組活動

水路・農道の管理
・水路3.0km、年2回清掃、
草刈り

共同取組活動

鳥獣被害防止対策
電気柵やワイヤーメッシュ
の設置・管理

共同取組活動

多面的機能増進活動

畦畔改修工事
共同取組活動

共同防除 (22ha)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
共同取組活動

4. 今後の課題等

令和6年度において、他集落と比較してカメムシによる虫害を大きく受けたことや鳥獣被害により一部ほ場で昨年度より大きく減収した。今後は、虫害・鳥獣被害を最小限に抑えるため、鳥獣被害防止対策と防除対策を徹底しなければならない。

令和2年度から新規人材の確保に向け、ドローンを活用した農作業を行っているが、以降は若年層の担い手を着実に確保・育成できている。しかし、今後も担い手不足が課題となってくるため、引き続きドローン等を導入し、スマート農業を促進していく必要がある。

これまでの主な成果

- ドローン免許取得 5名
- 電気柵やワイヤーメッシュの設置・管理

⑭ 集落全体で取り組む農用地保全活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 なん ぽ ごとし 南保越 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 24.7ha（多面的機能支払は未実施）			
田（24.7ha）	畑（00ha）	草地（00ha）	採草放牧地（00ha）
水稻、大豆	—	—	—
交付金額 251万円	個人配分		45%
	共同取組 活動 55%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	24%
		農地の維持・管理、鳥獣被害防止対策	24%
		役員報酬、研修会費等 その他	6% 1%
協定参加者	農業者 45人、非農業者 17人、 農業生産法人 3組織		開始：平成12年度
地域計画の作成状況	南保地区全域で作成済		
	（地域計画との整合状況）地域計画で「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農業法人等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

南保越集落は朝日町の東側、山沿いに位置する農村集落である。農業者の高齢化と後継者不足により、農地の維持管理が困難になると予想されたため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を活用し江ざらいや草刈りなどの農地維持活動を行っている。

取組当初から非農業者も協定に参加し、現在では集落住民全体で共同取組活動を行い、農村景観の保全と集落機能の維持により、住みやすい集落づくりを目指している。

3. 取組の内容

集落住民が一体となり、用水路の江ざらいや周辺林地の下草刈り、農道や水路法面の共同草刈りを行っている。また、有害鳥獣対策用の侵入防止柵については、設置・撤去や管理・補修作業などの労力を軽減するため、耐雪型侵入防止柵（電気柵との複合タイプ）を導入。集落で電気柵保守管理班を編成し、4班体制で春から冬に入るまで2週に1回、点検作業を実施している。



周辺林地の下草刈り



電気柵周辺の点検・修理

協議会の将来像

- 電気柵設置で、有害鳥獣の侵入を防止することにより、住民の安全を保ち、安心して耕作していける環境を保持し続ける。
- 集落内に若手の担い手農家（法人）があり、その担い手へ農地集積するなど協定農用地を耕作地として維持する。



将来像を実現するための活動目標

- 「電気柵フェンス」の点検・保全を住民全員で継続する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 24.7ha)

個別対応

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路 年2回共同清掃、共同草刈り
- ・道路 年2回草刈り

共同取組活動

電気柵保守点検・管理
(4班体制で2週に1回)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回共同作業)

共同取組活動

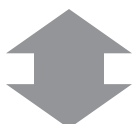
農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良

共同取組活動

担い手への集積及び
農作業の委託

共同取組活動



集落外との連携

- 有害鳥獣対策において、隣接する集落と農作物被害に関する情報を共有し、捕獲活動や被害防止活動を実施。

4. 今後の課題等

集落住民の高齢化による、耐雪型侵入防止柵の点検や、補修等の維持管理を行う人員の確保。営農継続困難農地が発生した場合の引き受け手として、集落外の担い手農家を検討対象とする。

これまでの主な成果

- 耐雪型侵入防止柵の設置（R4年度まで）：L=743m

さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント

1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から24年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427

表紙の写真は、第14回「とやまの農山村写真展」受賞作品です。

中央：特別賞「ナイスショット」（南砺市相倉）

左上：特別賞「美しき夜明けを映す棚田かな」（氷見市長坂）

右上：特別賞「のうやくをまいているドローン」（上市町広野）



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例